

帯広大谷短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従い、建学の精神に基づき、仏教精神を基調として、豊かな教養と専門的知識技能を授け、地域を志向した教育・研究・社会貢献に重きを置き、地域社会の文化の発展と福祉の向上に貢献できる社会人を育成することを目的とする。

2 本学の設置する各学科又は、専攻・課程における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については、別表第1のとおりとする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

3 第1項の点検及び評価について、他大学との相互評価を実施することとする。

4 第1項の点検及び評価について、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第2条の2 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科、専攻課程及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
地域教養学科	40人	80人
生活科学科	40人	80人
社会福祉科		
子ども福祉専攻	70人	140人
介護福祉専攻	30人	60人

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする

2 学生は、休学期間を除き、4年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、学生が在学年限を超えて一定の期間にわたり、当初より計画的に教育課程を履修するために在学を希望するときは、教授会において、学生の学習意欲並びに状況等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月最終週の日曜日まで

後期 9月最終週の月曜日又は10月1日から翌年3月31日まで

2 教育上必要がある場合、学長は、前項の前期の終期と後期の始期を当該学年の開始前に変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 第2及び第4土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (4) 学園創立記念日 6月23日
 - (5) 春期休業日 2月25日から3月31日まで
 - (6) 夏期休業日 8月13日から9月13日まで
 - (7) 冬期休業日 12月28日から翌年1月5日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、休業日に授業を課すことができる。

第4章 入学、休学、復学、転科、転入学、再入学、留学、退学、除籍、復籍及び懲戒

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、資格取得を要しない場合に限る。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに文部科学大臣により指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要がある。）
- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに文部科学大臣により指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要がある。）
- (5) 我が国において、文部科学大臣が外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに文部科学大臣により指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要がある。）
- (6) 文部科学大臣により高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣により指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格の保有者
- (10) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者
- (11) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸費（以下「学費」という。）

を納入しなければならない。誓約書には保証人の連署を必要とする。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第13条 前条第1項の保証人は、その学生の保護者である成年者で独立の生計を営み、学生の在学中のすべての事項について責任を負う者でなければならない。

2 保証人に転居、改姓等があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

3 保証人が死亡その他の理由でその責務を果たすことができないときは、速やかに後継者を定めて届け出なければならない。

(休学)

第14条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き3月以上修学することのできない者は、保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き2年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学を願い出る者は、申請書と併せて手数料を納付しなければならない。手数料については、別に定める。

(転科)

第17条 他の学科に転科(転課程・転専攻を含む)を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は別に定める。

(転入学・再入学)

第18条 他の大学等から本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 本人の願いにより本学を退学した者、又は本学を卒業した者が再入学を希望するときには、教授会の議を経て、これを許可することがある。

3 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

第19条 外国の短期大学又は大学で学修することを志願する者は、学長に願い出て、その許可を得て留学することができる。

2 学生の外国留学に関する規程は、別に定める。

(自己都合による退学)

第20条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署で退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第15条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第22条 前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が復籍を許可する。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第23条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程、履修方法及び学習の評価

(教育課程の編成方針)

第24条 本学は、本学及び学科又は専攻課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学科又は専攻課程に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 本学は、建学の精神並びに教育理念に基づいた人間を育成する教育環境を提供するために、以下の各号に掲げる教育課程を編成する。

(1) 学生が、建学の精神を具現化し豊かな人間性を涵養し、総合的な思考力や表現力を培い、地域社会に貢献する人間となるために「教養科目」を配置する。また、学生が、専門的な知識と技能を体系的に学び、高度で多様な専門性を身につける「専門科目」を配置し、適切に選択・受講ができることを目指す。

(2) 学生が幅広い視野に立ち、現代社会を捉え直すことができる知識と理論を提供する「講義科目」と学生が主体的に学ぶ能力を身につけることで学びを深め、それらを総合的に実践する「演習科目」と「実習科目」の3つを効果的に配置し、本学の目指す人間教育を展開する。

1) 地域教養学科 (地域教養)

地域教養学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、教養のある知的な人を養成するため、以下に示す方針によりカリキュラムを編成する。

(1) 学生が、建学の精神を具現化し豊かな人間性を涵養し、総合的な思考力や表現力を培い、地域社会に貢献する人間となるために共通教養科目 (初年次教育、キャリア教育を含む) を設置する。

(2) 地域を教材に多様な教養を身につけること、また、学習並びにコミュニケーションのリテラシーを身につけるために学科教養科目を設置する。

(3) 学生の個々の興味関心にもとづいて、さまざまな専門分野について学び、幅広い教養を身につけるために学科専門科目を設置する。

(4) ビジネスに関する知識と技能、働く体験、情報処理、外国語コミュニケーションについて学び、働く上での基礎知識を身につけるためにキャリアサポート科目を設置する。

(5) 学芸員、社会教育主事・社会教育士、図書館司書に必要な専門知識を深く身につけるとともに社会での実践力を身につけるために資格関連科目を設置する。

2) 生活科学科栄養士課程 (生活科学)

生活科学科栄養士課程では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、食物、栄養、健康に関する知識や技術を身につけた実践力のある人を養成するため、以下に示す方針によりカリキュラムを編成する。

(1) 学生が、建学の精神を具現化し豊かな人間性を涵養し、総合的な思考力や表現力を培い、地域社会に貢献する人間となるために共通教養科目 (初年次教育、キャリア教育を含む) を設置する。

(2) 社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得するために、社会生活と健康に関する科目を設置する。

- (3) 人体の仕組みについて構造や機能を理解し、食事、運動、休養などの基本的な生活活動や環境変化に対する人体の適応について修得するために、人体の構造と機能に関する科目を設置する。
- (4) 食品の各種成分の栄養特性について理解するとともに、食品の安全性の重要性を認識し、衛生管理の方法について修得するために、食品と衛生に関する科目を設置する。
- (5) 栄養とは何か、その意義と栄養素の代謝及び生理的意義を理解するとともに、性、年齢、生活・健康状態等における栄養生理的特徴及び各種疾患における基本的な食事療法について修得するために、栄養と健康に関する科目を設置する。
- (6) 個人、集団及び地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解し、また基本的な栄養指導の方法について修得するために、栄養の指導に関する科目を設置する。
- (7) 給食業務を行うために必要な、食事の計画や調理を含めた給食サービス提供に関する技術を修得するために、給食の運営に関する科目を設置する。
- (8) 意欲のある学生の満足度を高め質の高い栄養士を養成するために関連科目を設置する。

3) 社会福祉科子ども福祉専攻（社会福祉学）

社会福祉科子ども福祉専攻では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、子どもの福祉と幼児教育に貢献できる社会人としての基礎的な能力を身につけるため、以下に示す方針によりカリキュラムを編成する。

- (1) 学生が、建学の精神を具現化し豊かな人間性を涵養し、総合的な思考力や表現力を培い、地域社会に貢献する人間となるために共通教養科目（初年次教育、キャリア教育を含む）を設置する。
- (2) 子ども家庭福祉・保育・幼児教育に関する基本的な理論や知識の習得のために、教育の基礎的理解に関する科目、保育の本質・目的に関する科目を設置する。
- (3) 子どもの心身の健康な発達に関する理論や知識とそれに基づく教育や援助の方法を学ぶために、教育の基礎的理解に関する科目、保育の対象理解に関する科目を設置する。
- (4) 保育内容とその指導法についての知識の習得と活動の計画に関して学ぶために、領域および保育内容の指導法に関する科目、保育の内容・方法に関する科目を設置する。
- (5) 以上のカリキュラムで培われる知識、技能等の児童家庭福祉・保育・幼児教育の現場における主体的・実践的な展開の経験と、協調性と共同体への貢献の姿勢の涵養のために、特別演習、教育実習科目、保育実習科目および総合演習の科目を設置する。

4) 社会福祉科介護福祉専攻（社会福祉学）

社会福祉科介護福祉専攻では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、福祉的支援を必要とする人々や地域への根拠に基づいた支援方法を身に付けるため、以下に示す方針によりカリキュラムを編成する。

- (1) 学生が、建学の精神を具現化し豊かな人間性を涵養し、総合的な思考力や判断力、表現力を培い、地域社会に貢献する人間となるために共通教養科目（初年次教育、キャリア教育を含む）を設置する。
- (2) 介護実践の基盤となる教養や倫理的態度の涵養のため、専門教育科目に領域「人間と社会」を設置する。
- (3) 福祉的支援の対象者の尊厳の保持や自立支援の考え方を踏まえ生活を支える知識・技術の修得のため、専門教育科目に領域「介護」を設置する。
- (4) 多職種協働や領域「介護」を実践する根拠となる、知識・技術の修得のため、専門教育科目に領域「こころとからだのしくみ」を設置する。
- (5) 医療職との連携のもと、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術の修得のため、専門教育科目に領域「医療的ケア」を設置する。
- (6) 幅広く生活支援を理解するため、地域共生・地域連携や社会福祉研究関連の科目群として介護福祉関連科目を設置する。

（教育課程の編成方法）

第25条 教育課程は、次に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 教養科目（共通教養科目及び基礎教養科目）
- (2) 専門教育科目

- (3) 他学科等履修科目
- (4) 留学生特設科目
- 2 授業科目の種類、単位数等は、別表第2のとおりとする。
- 3 他学科等履修科目とは、他学科専門科目をいう。

(専門科目)

第26条 前条に定める授業科目のほか、幼稚園教諭二種免許教職等に関する専門科目等を置く。

- 2 授業科目の種類、単位数等は、別表第3のとおりとする。

(授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるものとする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(授業の方法)

第28条の2 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技、若しくは講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価基準)

第30条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 試験等の成績評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100 — 90点	S
— 80点	A
— 70点	B
— 60点	C
59 — 0点	D

(教育内容改善のための組織的な研修等)

第31条 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 前項について、必要なことは別に定める。

(履修科目の上限)

第31条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切な授業科目を履修するため、卒業の要件として、学生が、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第6章 卒業、学位及び資格の取得等

(卒業の要件)

第32条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第2に定めるところにより、次の各号の一に該当する単位を修得しなければならない。

- (1) 地域教養学科にあつては、教養科目から4単位以上、専門科目から42単位以上、教養科目または専門科目から16単位以上の合計62単位以上
- (2) 生活科学科にあつては、教養科目及び学科教養科目から10単位以上、専門教育科目52単位以上の合計62単位以上
- (3) 社会福祉科子ども福祉専攻にあつては、教養科目6単位以上、専門教育科目16単位以上、及び教養科目又は専門教育科目から40単位以上を含む合計62単位以上
- (4) 社会福祉科介護福祉専攻にあつては、教養科目4単位以上、専門教育科目50単位以上及び教養科目又は専門教育科目から8単位以上を含む合計62単位以上

2 他学科等履修科目及び留学生特設科目については、その取得単位を卒業の要件には加えない。

(卒業)

第33条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位授与の方針)

第34条 本学では、建学の精神並びに教育理念のもとに策定された学科並びに専攻・課程の学位授与方針に基づき、学則に定める所定の単位を厳格な成績評価のもと修得した学生に対して短期大学士の学位を授与する。

1) 地域教養学科 (地域教養)

地域教養学科では、以下に示す能力を身につけ、かつ本学科が定める卒業要件を満たすことにより、短期大学士(地域教養学)の学位を授与する。さらに、本学科が定める資格要件を満たすことにより、学芸員基礎資格、社会教育主事任用資格・社会教育士、図書館司書資格を取得することができる。

- (1) 自分の意見をさまざまな文章や口頭表現を使って表現する技術を取得し、豊かに表現できる。
- (2) 十勝の自然・歴史、芸術・文化、産業・行政について基本的な知識を習得している。
- (3) 日本の芸術・文化に関する知識を備え、芸術・文化に関して表現する技術を身につけている。
- (4) 地方の行政や企業の現状と課題について理解し、社会生活において有用な技術や見方を身につけている。
- (5) グローバル化の進む国際社会について理解を深め、多様な見方を身につけている。
- (6) 自分自身の理解を深め、多様な考え方をもっている他者とともに生きる力を身につけている。
- (7) 社会的マナー、コミュニケーションやプレゼンテーション、情報処理、ビジネススキル等に関する知識と技能を身につけている。
- (8) 自分の興味ある分野に関して大きな視野から問題点を把握し、その問題点に関して幅広い議論を参照しつつ自分の意見を表現し、まとめることができる。

2) 生活科学科栄養士課程 (生活科学)

生活科学科栄養士課程では、以下に示す能力を身につけ、かつ本課程が定める卒業要件を満たすことにより、短期大学士(生活科学)の学位を授与する。さらに、本課程が定める資格要件を満たすことにより、栄養士免許、フードスペシャリスト受験資格を取得することができる。

- (1) 食物、栄養、健康に関する基本的な知識や技術を身につけている。

(2) 食物、栄養、健康に関する諸問題に対して興味・関心を持ち、これらを主体的に解決しようとする意欲・態度が備えている。

(3) 豊かな人間性と教養およびコミュニケーション能力を身につけ、仕事や諸活動で社会に貢献しようとする姿勢を持っている。

3) 社会福祉科子ども福祉専攻（社会福祉学）

社会福祉科子ども福祉専攻では、以下に示す能力を身につけ、かつ本専攻が定める卒業要件を満たすことにより、短期大学士（社会福祉学）の学位を授与する。さらに、本専攻が定める要件を満たすことにより、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、社会福祉主事任用資格を取得することができる。

(1) 子ども家庭福祉・保育・幼児教育に関する基本的な理論や知識を身につけている。

(2) 子どもの心身の健康な発達に関する理論や知識をもとに、子どもの発達に合わせた適切な接し方や援助方法を選ぶことができる。

(3) 保育内容とその指導法についての基礎的な知識を習得し、遊びなどの具体的な活動を計画することができる。

(4) 言葉のつかい方、歌や楽器の活用、造形制作の方法、身体技能などの表現の技術を使って、保育に必要な基礎的な表現の活動ができる。

(5) 教材を研究し、子どもの姿に合わせて活動を工夫しようとする姿勢を備えている。

(6) 教養を広げるとともに、他者との協調的な関係を通して目標を同じくする者の共同体に貢献しようとする姿勢を持っている。

4) 社会福祉科介護福祉専攻（社会福祉学）

社会福祉科介護福祉専攻では、以下に示す能力を身に付け、かつ本専攻が定める卒業要件を満たすことにより、短期大学士（社会福祉学）の学位を授与する。さらに、本専攻が定める資格要件を満たすことにより、介護福祉士国家資格（受験資格）、社会福祉主事任用資格を取得することができる。

(1) 人間や社会に関する知識を身につけている。

(2) 介護福祉に関する知識及び介護技術を身につけている。

(3) 人間の心身に関する知識を身につけている。

(4) 医療的ケアの知識と技術を身につけている。

(5) 幅広く社会福祉に対する理解や見識が持てる。

(6) 福祉社会の構築に貢献することができる。

（短期大学士の学位授与）

第 35 条 第 33 条により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

（資格の取得）

第 36 条 本学において取得することができる資格、称号及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科及び専攻名	資格、称号及び免許状の種類
地域教養学科	図書館司書 学芸員基礎資格 社会教育主事任用資格 社会教育士 栄養士免許
生活科学科 社会福祉科 子ども福祉専攻	幼稚園教諭二種免許状 保育士 社会福祉主事任用資格
介護福祉専攻	介護福祉士登録資格 社会福祉主事任用資格

2 地域教養学科において図書館司書の資格を取得しようとする者は、第 32 条第 1 項第 1 号に規定する卒業の単位を満たし、文部科学省令に定める科目を履修しなければならない。なお、図書館司書に関

する専門科目は、別表第3の(2)に掲げる。

- 3 地域教養学科において、学芸員基礎資格を取得しようとする者は、第32条第1項第1号に規定する卒業の単位を満たし、文部科学省令に定める科目を履修しなければならない。なお、学芸員基礎資格に関する専門科目は、別表第3の(3)に掲げる。
- 4 地域教養学科において、社会教育主事任用資格及び社会教育士を取得しようとする者は、第32条第1項第1号に規定する卒業の単位を満たし、文部科学省令に定める科目を履修しなければならない。なお、社会教育主事任用資格及び社会教育士に関する専門科目は、別表第3の(4)に掲げる。
- 5 生活科学科において、栄養士の免許を取得しようとする者は、第32条第1項第2号に規定する卒業の単位を満たし、かつ栄養士法施行規則に規定する授業科目及び単位数を修得しなければならない。なお、栄養士免許に関する科目は、別表第3の(7)に掲げる。
- 6 社会福祉科子ども福祉専攻において、保育士の資格を取得しようとする者は、第32条第1項第3号に規定する卒業の単位を満たし、かつ児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号により厚生労働大臣の定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。保育士資格に関する科目は、別表第3の(6)に掲げる。
- 7 社会福祉科子ども福祉専攻において、幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第32条第1項第3号に規定する卒業の単位を満たし、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。なお、幼稚園教諭二種免許に関する専門科目（領域及び保育内容の指導法に関する科目）は、別表第3の(1)-1、幼稚園教諭二種免許に関する専門科目（教育の基礎的理解に関する科目等）は、別表第3の(1)-2に、幼稚園教諭二種免許に関する専門科目（大学が独自に設定する科目）は、別表第3の(1)-3に、幼稚園教諭二種免許に関する専門科目（第66条の6）は、別表第3の(1)-4に掲げる。
- 8 社会福祉科介護福祉専攻において、介護福祉士の資格を取得しようとする者は、第32条第1項第4号に規定する卒業の単位を満たし、かつ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に規定された授業科目及び単位数を修得しなければならない。介護福祉士資格に関する科目は、別表第3の(5)に掲げる。

（他の短期大学又は大学における授業科目等の履修等）

第37条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第38条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第39条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第37条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 4 再入学者の既修得単位の認定については、別に定める。

第7章 入学検定料及び学費等

(入学検定料)

第40条 本学に入学を志願する者は、別表第4に定める入学検定料を納入しなければならない。

(学費)

第41条 本学における学費は、次の各号に掲げるとおりとし、納入額は、別表第4に掲げるとおりとする。

- (1) 入学金
- (2) 授業料
- (3) 維持費
- (4) 教育充実費
- (5) 施設設備費
- (6) その他別に掲げる費用

2 学費の減免措置については、別に定める。

(学費の納期)

第42条 学費は、次の2期に分けて納入しなければならない。

前期 納入期限 4月15日(ただし、入学生は入学手続日)

後期 納入期限 9月15日

2 特別の事情により、所定の学費を納期までに納入できない者に対しては、願いにより分納又は延納を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前期に係る学費を納付するときは、当該年度の後期に係る学費を併せて納入することができる。

4 分納及び延納について、必要な事項は、別に定める。

5 徴収猶予について、必要な事項は、別に定める。

(退学及び停学の場合の学費)

第43条 学期の途中で退学し又は除籍された者は、当該期分の学費を納入しなければならない。

2 停学期間中の学費は、納入しなければならない。

3 退学者の学費の免除について、必要な事項は、別に定める。

(休学者の学費)

第44条 前期又は後期の全期間を通じて休学を許可され又は命ぜられた者は、その期分の学費を免除する。

2 休学者の学費の免除について、必要な事項は、別に定める。

(復学の場合の学費)

第45条 学期の中途において復学した者は、復学した月の属する学期の学費を、復学した月に納入しなければならない。

2 復学した者の学費は、復学した年度の学費とする。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第46条 修業年限を超えて在学するもので、卒業に必要な科目が5科目又は10単位以内の不足者は、当該期分の学費の半額を納入しなければならない。

(納入した学費等)

第47条 納入した入学検定料及び学費等は、原則として返還しない。ただし、入学手続をとった者が特別の事情により入学を辞退する場合、所定の期日までに申し出があれば入学金を除く諸納入金を返還する。

(手数料)

第48条 手数料の種類及び納入額については、別に定める。

第8章 職員組織

(職員組織)

第49条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 本学に副学長を置き、副学長に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 学科に学科長を置く。又、専攻の設置学科については、副学科長を置くことができる。
- 4 学科長及び副学科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長の任務)

第50条 学長は、教職員を指揮監督し、校務に関する最終的な決定権を持つ。

第9章 教授会

(教授会)

第51条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 長期履修学生、科目等履修生及び外国人留学生

(長期履修学生)

第52条 第4条第3項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを目的として、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

- 2 長期履修学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第28条及び第29条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第54条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、聴講生として履修を許可することがある。

- 2 聴講生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第55条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生には、本学則を適用する。
- 3 外国人留学生について、必要な事項は、別に定める。

第11章 表彰

(表彰)

第56条 学生に表彰に価する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第57条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第58条 本学において必要と認めるときには、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座講習料の額は、別に定めるところによる。
- 3 公開講座講習料は、受講申込みをするときに納付しなければならない。

- 4 既納の公開講座講習料は、還付しない。

第14章 地域連携推進センター

(地域連携推進センター)

第59条 本学に、地域連携推進センターを置く。

- 2 地域連携推進センターに関する規程は、別に定める。
- 3 地域連携推進センターに、地域連携室、生涯学習室及び国際交流室を置き、室に関し必要な事項は別に定める。

第15章 学則の改正

(学則の改正)

第60条 この学則の改正は、短期大学運営会議の議を経て、理事会の承認を必要とする。

附 則

本学則は昭和35年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和37年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和39年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和40年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和41年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和44年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和45年5月20日より施行する。

附 則

本学則は昭和47年4月3日より施行する。

附 則

本学則は昭和49年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和54年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和59年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和60年4月1日より施行する。

附 則

- 1 本学則は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行以前に入学した学生は、改正後の第29条第4項の栄養士資格及び第34条の授業料については従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行以前に入学した学生は、改正後の第20条別表第1の生活科学科専門科目及び別表第1の社会福祉科専門科目については従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は昭和63年7月25日から施行する。
- 2 この学則の施行以前に入学した学生は、改正後の第20条別表第1の生活科学科専門科目及び別表第

1 の社会福祉科専門科目については従前の例によるものとする。

附 則

1 この学則は平成元年4月1日から施行する。

ただし、平成元年度において生活科学科及び社会福祉科の総定員は第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

生活科学科 160名

社会福祉科 140名

2 この学則の施行以前に入学した学生については、従前の例によるものとする。

3 この学則の他、介護福祉士養成に関する規則は別に定める。

附 則

1 この学則は平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度入学生の授業料については、この学則の定めるところとする。

2 この学則の施行以前に入学した学生については、従前の例によるものとする。

附 則

1 この学則は平成3年4月1日から施行する。

ただし、この学則の施行以前に入学した学生については、従前の例によるものとする。

附 則

1 この学則は平成4年4月1日から施行する。ただし、改正後の学則第28条の規定による準学士の称号は、平成4年3月1日から施行し、第34条の学費に関する規定は平成4年度の入学生から適用する。

2 この学則の施行以前に入学した学生については、従前の例によるものとする。

附 則

1 この学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年3月31日現在在学する学生は、従前の例による。

2 この学則の他、保母養成に関する規則は別に定める。

附 則

1 この学則は平成7年4月1日から施行する。

2 この学則は平成7年度の入学生から適用し、平成7年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

1 この学則は平成8年4月1日から施行する。

2 この学則は平成8年度の入学生から適用し、平成8年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。

3 改正前の国文科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 この学則は平成9年4月1日から施行する。

2 この学則は平成9年度の入学生から適用し、平成9年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

1 この学則は平成10年4月1日から施行する。

2 この学則は平成10年度の入学生から適用し、平成10年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

1 この学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成 11 年度において社会福祉科介護福祉専攻の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 11 年度 120 人

- 2 この学則は平成 11 年度の入学生から適用する。ただし、第 29 条の「保育士」の名称は平成 11 年 3 月 31 日現在在学する学生に適用し、その他は従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 12 年度において日本語日本文学科及び生活科学科の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

平成 12 年度 日本語日本文学科 90 人

生活科学科 115 人

- 2 この学則は平成 12 年度の入学生から適用し、平成 12 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は平成 13 年度の入学生から適用し、平成 13 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は平成 14 年度の入学生から適用し、平成 14 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は平成 15 年度の入学生から適用し、平成 15 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は平成 16 年度の入学生から適用し、平成 16 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は平成 17 年度の入学生から適用し、平成 17 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第 6 条及び第 7 条は、平成 17 年 4 月 1 日現在在学する学生に適用する。

- 3 改正前の日本語日本文学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は平成 18 年度の入学生から適用し、平成 18 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は平成 19 年度の入学生から適用し、平成 19 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の第 41 条は平成 18 年度の入学生から適用する。これ以外の学則は、平成 18 年度及び平成 19 年度の各入学年度の学則とする。

附 則

- 1 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は平成 20 年度の入学生から適用し、平成 20 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 21 年度の入学生から適用する。ただし、社会福祉科介護福祉専攻の平成 21 年度及び 22 年度の入学生においては、改正後の学則第 28 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、別表第 1 の(1)及び(5)、並びに別表第 2 の(5)の合計 95 単位以上を卒業の要件とする。
- 3 平成 21 年 3 月 31 日以前に入学し、引続き在学する者については、従前の学則とし、社会福祉科において留学や休学等により修業年限を超えて在学する者の授業科目は、改正前の学則別表第 1 の(4)ないしは(5)にある授業科目に読み替えて履修認定するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 23 年度の入学生から適用し、平成 23 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 24 年度において介護福祉専攻の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 24 年度 120 人

- 2 この学則は、平成 24 年度の入学生から適用し、平成 24 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 25 年度の入学生から適用し、平成 25 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第 6 条及び第 7 条は、平成 25 年 4 月 1 日現在在学する学生に適用する。
- 3 改正前の社会福祉科社会福祉専攻は廃止し、改正後の社会福祉科子ども福祉専攻を設置する。
- 4 改正前の社会福祉科社会福祉専攻は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。ただし、第 6 条及び第 7 条は、平成 25 年 4 月 1 日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2013（平成 25）年 9 月 11 日から施行する。
- 2 生涯学習センター及び国際交流センターについては、2013（平成 25）年 9 月 11 日をもって廃止し、地域連携推進センターへ移行する。

附 則

- 1 この学則は、2014（平成 26）年 4 月 1 日から施行する。
ただし、2014（平成 26）年度において生活科学科の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

2014(平成26)年度 95人

- 2 この学則は、2014(平成26)年度の入学生から適用し、2014(平成26)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2014(平成26)年4月1日現在在学する学生に適用する。
- 3 改正前の総合文化学科は廃止し、改正後の地域教養学科を設置する。
- 4 改正前の総合文化学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、2014(平成26)年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。ただし、第6条及び第7条は、2014(平成26)年4月1日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2014(平成26)年7月29日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2015(平成27)年度の入学生から適用し、2015(平成27)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2015(平成27)年4月1日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2016(平成28)年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2016(平成28)年度の入学生から適用し、2016(平成28)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2016(平成28)年4月1日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017(平成29)年4月1日から施行する。
ただし、2017(平成29)年度において次の学科の収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

2017(平成29)年度	地域教養学科	90人
	社会福祉科 子ども福祉専攻	120人
	社会福祉科 介護福祉専攻	70人

- 2 この学則は、2017(平成29)年度の入学生から適用し、2017(平成29)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2017(平成29)年4月1日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2018(平成30)年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2018(平成30)年度の入学生から適用し、2018(平成30)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2018(平成30)年4月1日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2019(平成31)年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2019(平成31)年度の入学生から適用し、2019(平成31)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2019(平成31)年4月1日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020(令和2)年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2020(令和2)年度の入学生から適用し、2020(令和2)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2020(令和2)年4月1日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2021(令和3)年度の入学生から適用し、2021(令和3)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2021(令和3)年4月1日現在在学する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2022(令和4)年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2022(令和4)年度の入学生から適用し、2022(令和4)年3月31日現在在学する学生は、従前の学則とする。ただし、第6条及び第7条は、2022(令和4)年4月1日現在在学する学生に適用する。

別表第1（第1条関係）

学科等の人材の養成及びその他の教育研究上の目的

＜地域教養学科＞

地域教養学科は、地域を学びのフィールドに文学、文化をはじめ歴史、自然、経済など多様な視点から社会を学ぶことで、多様で重層的なものの見方を身につけ、自らの生き方を主体的に設計し、また、地域社会の活性化に積極的に貢献する教養のある知的な人の養成を目指している。教養とは、①様々な社会的な能力に先立つ、人として備えるべき力、②学問に真摯に取り組むことのできる力、③人としての魅力、豊かさの源となる力である。こうした教養の涵養は多様な価値観が混在する社会状況の中、すべてにわたり冷静に対処できる基礎力となる。

また、この基礎力の上に自らの感性を磨き、心豊かな人間性を育むことにより、学びの対象への批判的検討の態度や、私達を取り巻いている現代社会を捉え直す視点を持つことができると考える。この態度や視点を踏まえて、これから生きるうえで必要な幅広い教養と専門職として自立しうる知識を学んでもらう。このような学習過程の中でPDC Aサイクルを実践することによって、学ぶ力、社会人基礎力、コミュニケーション能力を持つことができるよう学びを展開する。

地域教養学科ではこの地域を通じた学びによって、自他のかけがえのなさと、そのよって立つコミュニティの尊さに気づいて、大いなる〈いのち〉の大切さを感じてもらいたいと考えている。

＜生活科学科＞

・栄養士課程

栄養士課程は、栄養士の資格を取得するための教育が基本である。他の資格取得（フードスペシャリスト、家庭料理技能検定）も踏まえつつも、まず、食と健康を支える専門家として必要な基礎的知識と技術をしっかり学ぶ。その上で“広い学び（食文化と作法）”、“深い学び（ゼミナールでの専門性の深化）”、“楽しい学び（多用な調理技術の修得）”、“十勝の学び（地域食材を利用したメニュー開発）”、そして“時代の要請に応える学び（嚙下食、アレルギー、食育）”に取り組むことで卒業後、即戦力となりうる人材の養成を目指すカリキュラムを編成し、さらに課外活動での実践も加えて、その養成を目指している。

以上の課程専門教育を建学の精神に基づき展開することで、科学的な真理探究といのちの大切さを考え、ひとりの自立した人間としての成長を願う教育を目標としている。

＜社会福祉科＞

福祉に対する国民の要求は、個々人において異なるものであり、それに適切に対応していくためには高度の知識・技術が要求される。

社会福祉科では社会福祉学を基盤とした学修を積み重ねていくなかで、社会の変化に対応し得る社会福祉の専門的知識・技術を習得するとともに、短期大学という特性から主に直接支援にあたる職員の養成をめざして、教育研究を行っている。

・子ども福祉専攻

子ども福祉専攻は、建学の精神にうたわれている仏教精神に基づき、一人ひとりの違いを大切に受け止めながら「ともに生きる」ことを保育・教育の場で実践できる保育者（保育士・幼稚園教諭、保育教諭）の養成を目標とする。そのために、通常の保育士・幼稚園教諭の養成課程の科目に加えて専攻独自の科目を設け、幼児教育や子育て支援の活動について地域の実情に即しながら学習し、教育と福祉を包含する総合的な視点を涵養することをめざす。

・介護福祉専攻

介護福祉専攻では、高齢者及び障がいをもつ方の心身の状況に応じ、エビデンスに基づいた尊厳あるケアを実践できる介護福祉士の養成をめざす。そのなかで建学の精神に基づき人として支え合い生きることについて考え、多様な価値観を受け止められる感性と教養を身につけることを大切にしている。また、身体的ケアにとどまらず精神的ケア（相談支援）も実践できる介護福祉士、さらに住環境や地域連携まで幅広く生活支援を考えられる介護福祉士の養成をめざす。

別表第2（第25条第2項関係）

(1) 教養科目

授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考	
	単位数	単位数			
共通教養科目	人間学	2	2		
	思考と表現	2	2	初年次教育	
	英語Ⅰ		2	2	教職（第66条の6）30時間の授業をもって2単位とする
	英語Ⅱ		2	2	教職（第66条の6）30時間の授業をもって2単位とする
	中国語		2	2	教職（第66条の6）30時間の授業をもって2単位とする
	フランス語		2	2	教職（第66条の6）30時間の授業をもって2単位とする
	ドイツ語		2	2	教職（第66条の6）30時間の授業をもって2単位とする
	韓国語		2	2	教職（第66条の6）30時間の授業をもって2単位とする
	手話の世界		2	2	教職（第66条の6）30時間の授業をもって2単位とする
	社会とコミュニケーション		2	2	
基礎教養科目	憲法（日本国憲法を含む）		2	2	教職（第66条の6） 社会福祉科に開講
	情報機器の操作		2	2	教職（第66条の6） 社会福祉科に開講
	健康科学		1	1	教職（第66条の6） 社会福祉科に開講
	体育実技Ⅰ		1	1	教職（第66条の6）
	体育実技Ⅱ		1	1	

(2)地域教養学科専門教育科目

授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考	
	単 位 数	単 位 数			
学科教養	基礎演習Ⅰ	1		1	
	基礎演習Ⅱ		1	1	
	入門ゼミナール	1		1	
	とちの文学	2		2	
	現代社会ととち	2		2	
	とちの美術		2	2	
	とちの自然と歴史	2		2	
	生涯学習概論Ⅰ		2	2	
日本の古典文学		2	2		
日本の近現代文学		2	2		
絵本創作		2	2		
伝統文化を学ぶ		2	2		
日本語の表現		2	2		
映画論・映画史		2	2		
写真論		2	2		
音楽の世界		2	2		
日本民俗学		2	2		
地方行政論		2	2		
企業経営論		2	2		
地域社会と報道		2	2		
住生活論		2	2		
社会と法律		2	2		
色彩学		2	2		
簿記会計学Ⅰ		2	2		
簿記会計学Ⅱ		2	2		
ボランティア論		2	2		
協働のまちづくり		2	2		
国際交流論		2	2		
異文化理解		2	2		
考古学の世界		2	2		
比較文化論		2	2		
家族・ジェンダーと共生社会		2	2		
心理学の世界		2	2		
身体の科学		2	2		
地域社会と福祉		2	2		
科学の世界		2	2		
専門演習Ⅰ	1		1		
専門演習Ⅱ	1		1		
ビジネスコミュニケーションⅠ		1	1		
ビジネスコミュニケーションⅡ		1	1		
キャリアデザインⅠ	1		1		
キャリアデザインⅡ	1		1		
インターンシップⅠ		2	2		
インターンシップⅡ		1	1		
インターンシップⅢ		2	2		
インターンシップⅣ		2	2		
情報処理演習Ⅰ		1	1		
情報処理演習Ⅱ		1	1		
情報処理演習Ⅲ		1	1		
情報処理演習Ⅳ		1	1		
情報処理演習Ⅴ		1	1		
英語コミュニケーションⅠ		1	1		
英語コミュニケーションⅡ		1	1		
英語コミュニケーションⅢ		1	1		

(3) 生活科学科専門教育科目

授 業 科 目		必 修 単位数	選 択 単位数	計	備 考
学科教養科目	栄養基礎演習Ⅰ	1		1	
	生命の科学		2	2	
	入門情報処理		1	1	
	食の文化と作法		1	1	
	食と文学		2	2	
健康管理概論		2		2	
公衆衛生学			2	2	
社会福祉概論			2	2	
医学概論			2	2	
病理学			2	2	
解剖生理学		2		2	
解剖生理学実習			1	1	
生化学		2		2	
生化学実験			1	1	
食品学総論		2		2	
食品学各論			2	2	
食品学実験			1	1	
食品衛生学		2		2	
食品衛生学実験			1	1	
栄養学総論		2		2	
栄養学各論			2	2	
栄養学各論実習			1	1	
臨床栄養学概論			2	2	
臨床栄養学各論			2	2	
臨床栄養学実習			1	1	
栄養指導概論		2		2	
栄養教育論			2	2	
栄養指導情報論実習			1	1	
公衆栄養学			2	2	
給食管理論			2	2	
給食管理演習			1	1	
給食管理実習Ⅰ			3	3	
給食管理実習Ⅱ			1	1	
給食管理実習Ⅲ			1	1	
調理学		2		2	
調理学実習		2		2	
嚥下障害と食事			0.5	0.5	
食物アレルギーと食事			0.5	0.5	
食品学演習			1	1	
食品の官能評価			2	2	
調理を楽しむⅠ			0.5	0.5	
調理を楽しむⅡ			0.5	0.5	
栄養応用演習Ⅰ		1		1	
栄養応用演習Ⅱ		1		1	
栄養士実力試験演習			1	1	
とかちと食Ⅰ		0.5		0.5	
とかちと食Ⅱ		0.5		0.5	
食品の消費と流通			2	2	
フードスペシャリスト論			2	2	
フードコーディネーター論			2	2	
栄養とスポーツ			2	2	

(4) 社会福祉科子ども福祉専攻専門教育科目

授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考
	単位数	単位数		
保育者論（教育に関する経営的事項を含む）	2		2	
教育の原理と現代社会	2		2	
教育と発達心理学	2		2	
子ども理解と保育相談支援		2	2	30時間の授業をもって2単位とする
保育の方法と技術		2	2	
教育課程論		2	2	
保育内容(健康)		1	1	
保育内容(人間関係)		1	1	
保育内容(環境)		1	1	
保育内容(言葉)		1	1	
保育内容(表現Ⅰ)		1	1	
保育内容(表現Ⅱ)		1	1	
保育内容総論	1		1	
領域指導法(健康)		1	1	
領域指導法(人間関係)		1	1	
領域指導法(環境)		1	1	
領域指導法(言葉)		1	1	
領域指導法(表現Ⅰ)		1	1	
領域指導法(表現Ⅱ)		1	1	
教育実習指導		1	1	
教育実習		4	4	
幼児教育実践演習（幼稚園）		2	2	30時間の授業をもって2単位とする
特別支援保育Ⅰ		1	1	
特別支援保育Ⅱ		1	1	
保育原理	2		2	
子ども家庭福祉	2		2	
社会福祉	2	2	2	
子ども家庭支援論		2	2	
社会的養護Ⅰ		2	2	
子ども家庭支援の心理学		2	2	
子どもの保健		2	2	
子どもの食と栄養Ⅰ		1	1	
子どもの食と栄養Ⅱ		1	1	
乳児保育Ⅰ		2	2	
乳児保育Ⅱ		1	1	
子どもの健康と安全		1	1	
社会的養護Ⅱ		1	1	
子育て支援		1	1	
社会福祉学特論		1	1	
保育内容特論		1	1	
子どもと音楽Ⅰ		1	1	
子どもと音楽Ⅱ		1	1	
子どもと身体活動		1	1	
子どもと造形Ⅰ		1	1	
子どもと造形Ⅱ		1	1	
対人援助とコミュニケーション		1	1	
鍵盤楽器基礎		1	1	
保育実習Ⅰ(保育所)		2	2	80時間の実習をもって2単位とする
保育実習Ⅰ(施設)		2	2	80時間の実習をもって2単位とする
保育実習指導Ⅰ		2	2	
保育実習Ⅱ		2	2	80時間の実習をもって2単位とする
保育実習指導Ⅱ		1	1	
保育実習Ⅲ		2	2	80時間の実習をもって2単位とする
保育実習指導Ⅲ		1	1	
社会福祉学特別演習Ⅰ	1		1	
社会福祉学特別演習Ⅱ	1		1	

(5) 社会福祉科介護福祉専攻専門教育科目

授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考
	単位数	単位数		
福祉心理学	2		2	
人間関係とコミュニケーション		2	2	
社会福祉学		2	2	
社会保障論		2	2	
福祉社会特別演習		1	1	
高齢者福祉論		2	2	
障害者福祉論		2	2	
権利擁護と成年後見制度		2	2	
介護福祉Ⅰ	2		2	
介護福祉Ⅱ	2		2	
介護予防活動		1	1	
介護福祉とリスクマネジメント		2	2	
自立支援と介護Ⅰ		2	2	
自立支援と介護Ⅱ		2	2	
社会福祉援助技術		2	2	
コミュニケーション技術演習		1	1	
介護技術Ⅰ	2		2	
介護技術Ⅱ	2		2	
介護技術Ⅲ		2	2	
家庭生活支援技術Ⅰ		1	1	
家庭生活支援技術Ⅱ		2	2	
アクティビティ・ケア		1	1	
ケアマネジメントと介護過程		1	1	
介護過程の実践研究Ⅰ		1	1	
介護過程の実践研究Ⅱ		1	1	
介護過程の実践研究Ⅲ		2	2	
介護実習指導Ⅰ	2		2	
介護実習指導Ⅱ		2	2	
介護実習Ⅰ	2		2	
介護実習Ⅱ		3	3	
介護実習Ⅲ		6	6	
発達と老化の理解		2	2	
発達心理		2	2	
認知症の理解Ⅰ		2	2	
認知症の理解Ⅱ		2	2	
障害者の心理		2	2	
障害の理解		2	2	
こころとからだのしくみⅠ		2	2	
こころとからだのしくみⅡ		2	2	
こころとからだのしくみⅢ		2	2	
こころとからだのしくみⅣ		2	2	
医療的ケア		2	2	実時間90時間
介護研究方法	2		2	
生活環境論	2		2	

(6)留学生特設科目

授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考
	単位数	単位数		
日本語Ⅰ		2	2	
日本語Ⅱ		2	2	
日本語Ⅲ		2	2	
日本語Ⅳ		2	2	
日本語Ⅴ		2	2	
日本事情Ⅰ		2	2	
日本事情Ⅱ		2	2	

別表第3（第26条第2項関係）

(1)-1 幼稚園教諭二種免許に関する専門科目（領域及び保育内容の指導法に関する科目）

免許法施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考	
		単位数	単位数			
領域に関する専門的事項	健康	保育内容（健康）	1		1	
	人間関係	保育内容（人間関係）	1		1	
	環境	保育内容（環境）	1		1	
	言葉	保育内容（言葉）	1		1	
	表現	保育内容（表現Ⅰ）	1		1	造形表現
		保育内容（表現Ⅱ）	1		1	音楽表現
保育内容の指導法		保育内容総論	1		1	
		領域指導法（健康）	1		1	
		領域指導法（人間関係）	1		1	
		領域指導法（環境）	1		1	
		領域指導法（言葉）	1		1	
		領域指導法（表現Ⅰ）	1		1	造形表現
		領域指導法（表現Ⅱ）	1		1	音楽表現

(1)-2 幼稚園教諭二種免許に関する専門科目（教育の基礎的理解に関する科目等）

免許法施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考	
		単位数	単位数			
教育の基礎的理解に関する科目		教育の原理と現代社会	2		2	
		保育者論（教育に関する経営的 事項を含む）	2		2	
		教育と発達の心理学	2		2	
		特別支援保育Ⅰ	1		1	
道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する事項		教育課程論	2		2	
		保育の方法と技術	2		2	
		子ども理解と保育相談支援	2		2	
教育実践に 関する科目	教育実習	教育実習	4		4	
		教育実習指導	1		1	
	教職実践演習	幼児教育実践演習（幼稚園）	2		2	

(1)-3 幼稚園教諭二種免許に関する専門科目（大学が独自に設定する科目）

免許法施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考
		単位数	単位数		
大学が独自に設定する科目		最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得			

(1)-4 幼稚園教諭二種免許に関する専門科目（第66条の6）

免許法施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	必 修	選 択	計	備 考
		単位数	単位数		
日本国憲法	憲法（日本国憲法を含む）	2		2	
体育	健康科学	1		1	
	体育実技Ⅰ	1		1	
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ		2	2	} 2単位以上履修
	英語Ⅱ		2	2	
	中国語		2	2	
	フランス語		2	2	
	ドイツ語		2	2	
	韓国語		2	2	
情報機器の操作	情報機器の操作	2		2	

(2) 図書館司書養成科目

授 業 科 目	単位数	備 考
生涯学習概論Ⅰ	2	
図書館概論	2	
図書館情報技術論	2	
図書館制度・経営論	2	
図書館サービス概論	2	
図書館情報資源概論	2	
情報資源組織論	2	
情報資源組織演習Ⅰ	1	
情報資源組織演習Ⅱ	1	
児童サービス論	2	
図書・図書館史	1	
図書館基礎特論	1	
情報サービス演習Ⅰ	1	
情報サービス演習Ⅱ	1	
情報サービス論	2	

(3) 学芸員基礎資格科目

授 業 科 目	単位数	備 考
博物館概論	2	
博物館資料論	2	
博物館経営論	2	
生涯学習概論Ⅰ	2	
博物館情報・メディア論	2	
博物館展示論	2	
博物館資料保存論	2	
博物館教育論	2	
博物館実習	3	

(4) 社会教育主事・社会教育士養成科目

授 業 科 目	必 修	選 択	備 考	
	単位数	単位数		
生涯学習概論Ⅰ	2			
生涯学習概論Ⅱ	2			
生涯学習支援論Ⅰ	2			
生涯学習支援論Ⅱ	2			
社会教育経営論Ⅰ	2			
社会教育経営論Ⅱ	2			
社会教育実習Ⅰ	1			
社会教育実習Ⅱ		2 ※	※と◆いずれかの組み合わせで3単位以上取得	
社会教育実習Ⅲ		1 ※	※と◆いずれかの組み合わせで3単位以上取得	
社会教育演習Ⅰ	1			
社会教育演習Ⅱ		1 ◆	※と◆いずれかの組み合わせで3単位以上取得	
社会教育課題研究		2 ◆	※と◆いずれかの組み合わせで3単位以上取得	
社 会 教 育 特 講	社会と法律	2	6単位以上履修	
	図書館概論			2
	博物館概論			2
	博物館教育論			2
	ボランティア論			2
	地域社会と福祉			2
	国際交流論			2
	家族・ジェンダーと共生社会			2
	地方行政論			2
	身体の科学			2
	情報処理演習Ⅳ			1
	情報処理演習Ⅴ			1

(5)介護福祉士資格科目(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 別表第四)

領域	授業科目	必修	選択	時間数	備考
		単位数	単位数		
人間と社会	人間学	2		30	
	福祉心理学	2		30	
	人間関係とコミュニケーション	2		30	
	社会福祉学	2		30	
	社会保障論	2		30	
	高齢者福祉論	2		30	
	障害者福祉論		2	30	
	権利擁護と成年後見制度		2	30	
	憲法		2	30	
介護	介護福祉Ⅰ	2		30	
	介護福祉Ⅱ	2		30	
	介護予防活動	1		30	
	介護福祉とリスクマネジメント	2		30	
	自立支援と介護Ⅰ	2		30	
	自立支援と介護Ⅱ	2		30	
	社会福祉援助技術	2		30	
	コミュニケーション技術演習	1		30	
	介護技術Ⅰ	2		60	
	介護技術Ⅱ	2		60	
	介護技術Ⅲ	2		60	
	家庭生活支援技術Ⅰ	1		30	
	家庭生活支援技術Ⅱ	2		60	
	アクティビティ・ケア	1		30	
	ケアマネジメントと介護過程	1		30	
	介護過程の実践研究Ⅰ	1		30	
	介護過程の実践研究Ⅱ	1		30	
	介護過程の実践研究Ⅲ	2		60	
	介護実習指導Ⅰ	2		60	
	介護実習指導Ⅱ	2		60	
	介護実習Ⅰ	2		90	
	介護実習Ⅱ	3		120	
	介護実習Ⅲ	6		240	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	2		30	
	発達心理	2		30	
	認知症の理解Ⅰ	2		30	
	認知症の理解Ⅱ	2		30	
	障害者の心理	2		30	
	障害の理解	2		30	
	こころとからだのしくみⅠ	2		30	
	こころとからだのしくみⅡ	2		30	
	こころとからだのしくみⅢ	2		30	
こころとからだのしくみⅣ	2		30		
医療的ケア	医療的ケア	2		90	

(6) 保育士資格科目

授 業 科 目		必 修 単位数	選 択 単位数	計	備 考
外国語、体育 以外の科目	人間学	2		2	8単位以上履修
	思考と表現	2		2	
	憲法（日本国憲法を含む）		2	2	
	情報機器の操作		2	2	
	手話の世界		2	2	
外国語	英語Ⅰ		2	2	30時間の授業をもって2単位とする
	英語Ⅱ		2	2	30時間の授業をもって2単位とする
	中国語		2	2	30時間の授業をもって2単位とする
	フランス語		2	2	30時間の授業をもって2単位とする
	ドイツ語		2	2	30時間の授業をもって2単位とする
	韓国語		2	2	30時間の授業をもって2単位とする
体育	健康科学	1		1	
	体育実技Ⅰ	1		1	
	体育実技Ⅱ		1	1	
保育 関する本質・ 目的に 関する科目	保育原理	2		2	
	教育の原理と現代社会	2		2	
	子ども家庭福祉	2		2	
	社会福祉	2		2	
	子ども家庭福祉論	2		2	
	社会的養護Ⅰ	2		2	
	保育者論（教育に関する経営的 事項を含む）	2		2	
解保育の 対象の 科目理	教育と発達心理学	2		2	
	子ども家庭支援心理学	2		2	
	子ども理解と保育相談支援	2		2	30時間の授業をもって2単位とする
	子どもの保健	2		2	
	子どもの食と栄養Ⅰ	1		1	
	子どもの食と栄養Ⅱ	1		1	
保育の 内容・ 方法に 関する 科目	教育課程論	2		2	
	保育内容総論	1		1	
	保育内容（健康）	1		1	
	保育内容（人間関係）	1		1	
	保育内容（環境）	1		1	
	保育内容（言葉）	1		1	
	保育内容（表現Ⅰ）	1		1	
	保育内容（表現Ⅱ）	1		1	
	領域指導法（健康）	1		1	
	領域指導法（言葉）	1		1	
	領域指導法（表現Ⅰ）	1		1	
	領域指導法（表現Ⅱ）	1		1	
	乳児保育Ⅰ	2		2	
	乳児保育Ⅱ	1		1	
	子どもの健康と安全	1		1	
	特別支援保育Ⅰ	1		1	
	特別支援保育Ⅱ	1		1	
社会的養護Ⅱ	1		1		
子育て支援	1		1		
保育実習	保育実習Ⅰ（保育所）	2		2	80時間の実習をもって2単位とする
	保育実習Ⅰ（施設）	2		2	80時間の実習をもって2単位とする
	保育実習指導Ⅰ	2		2	
総合演習	幼児教育実践演習（幼稚園）	2		2	30時間の授業をもって2単位とする
保育の本質・ 目的に 関する 科目	社会福祉学特別演習Ⅰ		1	1	6単位以上履修
	社会福祉学特別演習Ⅱ		1	1	
	社会福祉学特論		1	1	
領域指導法（人間関係）		1	1		
領域指導法（環境）		1	1		
保育の方法と技術		2	2		
保育内容特論		1	1		
鍵盤楽器基礎		1	1		
子どもと音楽Ⅰ		1	1		
子どもと音楽Ⅱ		1	1		
子どもと身体活動		1	1		
子どもと造形Ⅰ		1	1		
子どもと造形Ⅱ		1	1		
対人援助とコミュニケーション		1	1		
保育実習	保育実習Ⅱ		2	2	いずれか2単位以上履修 80時間の実習をもって2単位とする
	保育実習Ⅲ		2	2	
	保育実習指導Ⅱ		1	1	いずれか1単位以上履修
	保育実習指導Ⅲ		1	1	

(7) 栄養士免許科目

領域	授業科目	必修	選択	時間数	備考
		単位数	単位数		
社会生活と健康	健康管理概論	2		30	
	公衆衛生学	2		30	
	社会福祉概論	2		30	
人体の構造と機能	医学概論	2		30	
	病理学	2		30	
	解剖生理学	2		30	
	解剖生理学実習	1		45	
	生化学	2		30	
	生化学実験	1		45	
食品と衛生	食品学総論	2		30	
	食品学各論	2		30	
	食品学実験	1		45	
	食品衛生学	2		30	
	食品衛生学実験	1		45	
栄養と健康	栄養学総論	2		30	
	栄養学各論	2		30	
	栄養学各論実習	1		45	
	臨床栄養学概論	2		30	
	臨床栄養学各論	2		30	
	臨床栄養学実習	1		45	
栄養の指導	栄養指導概論	2		30	
	栄養教育論	2		30	
	栄養指導情報論実習	1		45	
	公衆栄養学	2		30	
給食の運営	給食管理論	2		30	
	給食管理演習	1		30	
	給食管理実習Ⅰ	3		135	
	給食管理実習Ⅱ	1		45	
	給食管理実習Ⅲ	1		45	
	調理学	2		30	
	調理学実習	2		90	

別表第4（第40条及び第41条第1項関係）

(1) 入学検定料 (単位：円)

入学検定料	30,000
-------	--------

(2) 学費

地域教養学科		備 考
入 学 金	200,000	入学次のみ
授 業 料	520,000	年 額
維 持 費	300,000	年 額
教育充実費	80,000	年 額
施設設備費	100,000	年 額

生活科学科		備 考
入 学 金	200,000	入学次のみ
授 業 料	520,000	年 額
維 持 費	300,000	年 額
教育充実費	110,000	年 額
施設設備費	100,000	年 額

社会福祉科子ども福祉専攻		備 考
入 学 金	200,000	入学次のみ
授 業 料	520,000	年 額
維 持 費	300,000	年 額
教育充実費	105,000	年 額
施設設備費	100,000	年 額

社会福祉科介護福祉専攻		備 考
入 学 金	200,000	入学次のみ
授 業 料	520,000	年 額
維 持 費	300,000	年 額
教育充実費	105,000	年 額
施設設備費	100,000	年 額